

法務省人検第189号
令和5年8月21日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務大臣 齋 藤 健



令和5年6月20日受付第327号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された内容）
 - (1) 人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの）
 - (2) 令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書
 - (3) 令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書

2 不開示とした理由

上記1の行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

法務省大臣官房人事課 檢察官人事第一係 TEL : 03-3580-4111(内線2124)